

松本市市民活動 サポートセンター通信 No.8

発行元 松本市市民活動サポートセンター
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
松本市役所大手事務所2階
TEL/FAX 0263-88-2988
E-mail support-center@support-center.jp
URL http://www.support-center.jp



サポートセンター自主事業活動報告



市民活動フォーラム「市民活動のこれから」 —地縁型組織とテーマ型組織の連携—

3月11日(日)午後1時半より当センターにて“地縁型組織とテーマ型組織の連携”を議題として、市民活動フォーラムが総勢32名の参加で開催されました。

前半は、地縁型・テーマ型それぞれ3団体の事例発表が行なわれ、“地域とのかかわり”“他団体との連携”“課題と今後の対応”を含めた具体的な話がありました。

後半は、対談形式で進められ、コーディネーターの松本大学・松商短期大学部講師の福島明美氏は、「町会と市民活動団体とは、課題解決のためにはできるだけ多くの議論を交わす必要があり、そのためにはしっかりした理念をもつことが大切」と述べられ、コメンテーターの NPO 地域づくり工房代表理事の傘木宏夫氏は自身が行なった地域活動の事例を交えながら「自治会と協働で行なえば、地域に根ざしたテーマを掲げられるようになり、それが地域の信頼を得ることにもつながる」と話されました。同じくコメンテーターの長野県短期大学専任講師の築山秀夫氏は、地縁型・テーマ型の違いを挙げながら、「地域をよりよくしたいという思いは同じなので、それぞれの良いところを見習いながら事業をおこしていくことで、若い世代の参加も増え連携も深められるのでは」と提案されました。

今回のテーマは、どの分野の市民活動にも共通する内容であり、地域の特性を生かしたコーディネート力が、これからより求められるのではないのでしょうか。(小池史子)



高齢者福祉団体交流会が開催されました



1月23日(火)開催の交流会には、10団体19名の参加があり、行政側からも福祉計画課、高齢福祉課、健康づくり課から、今後の事業に役立てたいと積極的な参加がありました。交流会前後の1月14日(日)～2月11日(日)には関係団体の特設パネル展示コーナーも設け、各団体の活動を知ってもらう良い機会になりました。

前半の活動紹介では、自らの生きがいがいつくりと社会参加への心意気を感じられ“若い人の見本になるような老人になりたい”という「新老人の会」、「ボランティア活動で地域の役に立ちたい」という「シニアリーダー友の会」、「パソコンを学びあい、社会に積極的に参加をしていく」という「シニアネットクラブ」など、志を共にする仲間が活き活きと活動する様子が伝わってきました。福祉施設などで音楽ボランティアをする「アンサンブルブーケ」による演奏もあり、後半はうちとけた様子で交流がありました。

今回は、“在宅介護や成年後見など、安心して老後を暮すためのサービスを提供する”支援団体の参加もありましたが、高齢者が自ら運営するサークルの参加が多いのが印象的でした。一方で、市内には数多くの介護施設を運営するNPO法人がありますが、施設を抱えていると時間の調整が難しく、参加すること自体が厳しいようでした。こういった施設に新しい空気を吹き込む存在としても、フットワークのいい高齢者グループの活動に期待がかけると感じました。(黒岩さおり)

第6回市民活動講座 「市民活動の人事労務—人事労務の考え方—」

2月28日(水)午後7時から当センターにて、市民活動の人事労務について講座が開催されました。講師にはNPO法人長野県地域支援センターの理事長で、中小企業診断士の滝澤恵一氏をお迎えし、市民活動団体の運営に携わる方など11名の参加で行なわれました。

「人とかかわりあいの中で経営資源を考える」という視点から、経営資源の管理のあり方について述べ、県内の中小企業や第3セクター、NPO法人等になされた“町並みづくり”や“経営再建”等のコンサルティング事例を紹介、“人材募集”“採用”“マネジメント”“評価”についてもその方法や注意点について具体的な解説がありました。そして、「全メンバーと理念の共有を徹底することが大切」と述べられ、リーダー論としても大変印象的な講座になりました。(太田圭郁)



身体障害者通所授産施設「ふれっ手」

例えば盲人のための点字ブロックは、車いすで移動する時はがたがた道になる。良いと考えていたことも、別の方向から見ると不都合なこともある。10代から60代の利用者19名が、皆違う障がいを持っている身体障害者通所授産施設「ふれっ手」。「障がいを持つようになると、支援は受ける側になりがちですが、「ふれっ手」の中では、支援する側にもなる」と、主任生活支援員の吉川徹子さん。お互いの“違い”に気づき助け合うことを通して成長していく姿は家族、スタッフも驚くほどだ。“違い”のため、皆で一度に同じ作業するのは無理だが、人気の自主製品“ぞうりっぱ(布ぞうり)”や“ふれっ手織り”作りでは、「分業体制でそれぞれ得意な作業を受け持っています」とのこと。利用者のアイデアで製品はどんどん改良され、障がいによる不便さを補うため工夫された製作用具も多くは手作りだ。今では「企業秘密がたくさんあるんですよ」と笑う。有資格者が施術するはり・マッサージ部門は予約が一杯で、これを作業科目としている授産施設は全国的にも珍しい。

平成3年、松本盲学校関係者から生まれた会が、平成16年“ふれっ手”になるまでに法律も変わった。「晴天のへきれきだった」。ほとんどの利用者が病気を抱えており毎日通所できない人も多く、新制度では不利になる。「お金のために大事なものが無いがしろにされる危機を感じます。新しい流れにどう乗っていくのか、先が見え

ずにいますが、お陰で利用者・家族・スタッフの気持ちはひとつになりました」と前向きだ。後天的に障がいをもった利用者は以前の社会経験を活かし、閉鎖しがちな施設に一つの“社会”を形成する役割も担っている。「ボランティア等で施設に来られた方が、利用者として作業しながら“普通”の会話ができることにびっくりされますよ」という。「施設ごと地域社会にとけ込んでいって、やがては障がい者施設が必要なくなれば良いですね」「地域とのつながりが一番大切」という吉川さんの願いだ。(小池史子)

～「ふれっ手」へ来てみませんか？～

「ふれっ手」では自主製品の数々を展示販売しています。手作り一点物ですが、ご要望に合わせ注文承ります。

◆問合せ：身体障害者通所授産施設「ふれっ手」
〒390-0802松本市旭2-11-45
TEL:36-0365 FAX:39-1540



「園芸療法・ボランティア養成講座」のお知らせ 「ボランティア活動保険」のご案内

松本市ボランティアセンターより

ボランティア活動保険

～ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償～
日常行っているボランティア活動。事故の無いようにしたいものです。安心して活動するためにも、ご加入を呼びかけています。

◆対象者：ボランティア個人またはボランティアグループ、NPO法人またはその所属の無償のボランティア(松本市社会福祉協議会に登録していただくことが必要です。)

◆掛金：基本タイプ(年間)A:280円、B:460円、C:650円
補償期間の途中で加入する場合も同額

◆補償期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日

◆対象例：**傷害事故**：ボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合(自宅との往復途上の事故など)
賠償事故：ボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合

◆問合せ：松本市社会福祉協議会ボランティアセンター
TEL:25-7311

※現在加入されている方も更新の手続きをお願いします。加入の際は、印鑑をお持ちください。



園芸療法・ボランティア養成講座

大好評の園芸療法・ボランティア養成講座を開催します。花や土は人を元気にする力があります。年間を通して園芸療法の基礎、寄せ植えやアレンジの技術を学びます。毎月1回全12回の講座です。

◆日時：毎月第2金曜日 13:30～
※初回は4月13日金曜日

◆場所：松本市市民活動サポートセンター

◆講師：江間良弘さん(ハマ園芸)

◆参加費：材料の実費(毎回1,000円程度)

◆定員：30名(先着順)

◆申込み：松本市社会福祉協議会ボランティアセンター
TEL:25-7311



シニアのための財産と生活を守る会



会計事務所の職員として相続に携わる中、遺産相続や財産分与でトラブルを抱える方が多くいることに驚いた。代表理事の大沢健さんは、「もっと気軽に相談できる窓口があれば良いのではないかと“シニアのための財産と生活を守る会”を平成13年に立ち上げた。“専門家に相談に行ったら、高い相談料がかかるんじゃないか”“家族を信用していないみたいで相談するのに気がとがめる”などの相談者の不安解消に努める。団塊の世代の方々に多いのは“終(つい)の棲家(すみか)は自宅以外にしたい”“後の世代に財産を残すより自分たちの為に使いたい”という相談だ。「特に子どものいない方に遺言書作りをお勧めしたいですね」と大沢さんは提案する。遺言書はただ財産を明確に分与するだけのものではなく、残された家族へのメッセージになり、親子の対話にも役立つ。遺言書の書き方セミナーを6年間やってきた中で、“それでも書けない方が多くいた”“書き始める手助けになるものが必要ではないか”と“遺言書キ

ット”も作成した。用紙や封筒など、すべて入った便利なもので、テレビ・新聞に取りあげられ、注目されている。

また、会では月1回、相続や成年後見人制度をテーマにしたセミナーも開催している。毎回かなりの反響があり、市民の関心も高い。会員も90人を超えた。専門家への紹介などあらゆる方面での連携がとれているのも強みだ。

会が、イザという時の心のよりどころになって、心の安定を得たという話もある。そして、堅い分野ということで、息抜きの絵手紙・押し花・軽体操など趣味の講座もしていて、会員の交流の場にもなっている。会の意義は専門性ばかりではないようだ。

「ちょっとした法律や制度を知らなかったことで悩むことがないように、ぜひ相談に来て欲しいですね」と大沢さん。会は皆のかかりつけ医になっているようだ。(小池史子)

- 3月の定例セミナーの予定 -

シニアのための医療保険制度改革～今後どうなるの?～

- ◆講師：鈴木美奈(社会保険労務士)
- ◆期日：3月23日(金)
- ◆時間：13:30～15:00
- ◆会場：松本市勤労会館(勤労者福祉センター駐車場北)
- ◆定員：20名
- ◆参加費：一般1,200円・会員700円
- ◆問合せ：NPO法人シニアのための財産と生活を守る会
松本市北深志1-9-22
TEL:36-1165 FAX:36-1221
E-mail:info@sinia.or.jp
URL:http://www.sinia.or.jp

Q)法人設立までの手続きの流れは?

基礎から学んで賢く活用 豆知識 5

法人設立の認証申請

長野県内にのみ事務所を有する団体の認証申請は、長野県(知事)に対して行います。申請窓口は、県庁の企画局NPO活動推進課又は地方事務所地域政策課です。
※2つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置する団体は、内閣府(国民生活局)が窓口です。

◎法人設立の認証申請には次の書類が必要です。

- I 認証申請書
II 添付書類 ①定款 ②役員名簿 ③就任承諾及び誓約書 ④住民票など ⑤社員のうち10人以上の者の名簿 ⑥確認書 ⑦設立趣旨書 ⑧設立総会議事録 ⑨設立2年間の事業計画書 ⑩設立2年間の収支予算書

公告

県は、以下の事項を県報で公告します。
[・申請年月日・法人の名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地・定款に記載された目的]

縦覧

県は、提出書類のうち[・定款・役員名簿・設立趣旨書・事業計画書・収支予算書]を、2か月間、企画局NPO活動推進課及び申請に係る法人の事務所が所在する地方事務所地域政策課で一般に公開します。

認証

不認証

県は、縦覧期間の終了後2か月以内に認証又は不認証を決定し通知します。

設立登記

認証を受けた団体は、2週間以内に法務局で法人設立登記をします。この登記によって法人が成立します。

設立登記完了届出書の提出

登記完了後、法人は、県に設立登記完了届出書を提出します。

<詳しくはこちらへお問い合わせください>

- 県庁 NPO 活動推進課
(ボランティア交流センターながの)
TEL:026-235-7189 FAX:026-232-2234 E-mail:npo@pref.nagano.jp
で設立認証等の事務を行っています。
- 松本市では、松本地方事務所(合同庁舎内)地域政策課 県民生活係
TEL:47-7800 FAX:47-7821
E-mail:matsuchi-seisaku@pref.nagano.jp
で設立相談と受け付けをしています。



講座・イベント・募集（※お問合せ・お申込みは、各主催団体へ直接お尋ねください。）

一 傾聴体得講座開催のお知らせ 一

人は、不安や孤独を感じ悩んでいる時、誰かに話を聞いてもらえれば精神は安定し、心にゆとりがでて、穏やかな生活が出来るようになります。そんな上手な聞き手としての「心と能力」を備えた人になる為の講座です。

- ◆日時:5月23日(水):人の発達と言葉の関係・実習
- 6月27日(水):「語ること」と「聴くこと」・実習
- 7月25日(水):聴くための学習・発表と研究
- 8月22日(水):聴ける人になる条件
・ロールプレイング
- 9月26日(水):老人の心とからだ・実習
- 10月24日(水):聴くための実習・発表と研究



- 11月28日(水):聴くための実習
- 12月12日(水):事例研究・資格取得の説明
13:30~15:30
- ◆場所:松本市浅間温泉文化センター 中会議室
- ◆受講費:8,000円
- ◆取得資格:準傾聴療法士・傾聴療法士
- ◆主催:NPO法人長野県カウンセラー協会
- ◆講師:松本文男先生(NPO法人長野県カウンセラー協会理事長/カウンセラー・傾聴体得講座講師)
- ◆申込み:藤田明子までお電話にてご連絡ください。
TEL:25-5689
090-3479-3969(18:00以後)

一 市民公開講座開催のお知らせ 一 松本で大地震がおこったら!!

「みんなで考えよう災害医療」
～ その時、市民はどうする ～

- 災害に強いまちづくりを推進する方策の一つとして
- ①市民へ「災害時医療救護マニュアル」の周知
 - ②地域で災害時要援護者の情報収集等担い手となる「地域コーディネーター」の要請
 - ③災害時要援護者への支援体制の構築等、災害時における地域のあり方、自主防災組織について学ぶ

- ◆日時:3月24日(土)13:30~16:00
- ◆会場:松本合同庁舎講堂
- ◆参加費:無料
- ◆問合せ:松本市役所医務課
TEL:34-3262



一 やまたみ登山学校 生徒募集 一

山歩きは楽しさが基本です。ゆっくり「観て」「聞いて」「感じて」視野を広く持った山歩きを始めてみませんか!

- ◆日程:4月13日(金)開校~3月15日(土)全21回
- ◆場所:松本市市民活動サポートセンター、実習現地
- ◆対象:山歩きを始めたい健康な方
- ◆定員:20名
- ◆会費:机上講習:(年間)10,000円(資料代・通信費他)
登山講習:日帰り2,000円、1泊3,000円(講習料・保険代・資料代等)他交通費・宿泊代
- ◆締切:4月10日(火)までに下記へ
- ◆問合せ:NPO法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ
〒390-0804 松本市横田4-27-22
TEL:34-1543 FAX:87-7122
E-mail:info@yamatami.com



サポートセンターからのお知らせ

サポートセンター登録団体の活動紹介コーナーを開催中!

3月4日(日)~3月25日(日)に市民活動フォーラムの開催に合わせて、サポートセンター内に特設展示コーナーを設け、活動風景・コメントなどパネル展示しています。パネルの前で熱心に見入る方も多く、分野を越えた活動事例は普段関わる機会の少ない活動を身近に感じていただけたと思います。今後の市民活動に役立つ情報もあるでしょう。



祝!サポートセンターのホームページ・オープンから1周年!
市民活動サポートセンターHPをちょっとだけリニューアル!
市民活動の基礎知識からセンター登録の市民活動団体の写真入り活動紹介まで、情報もいっぱいです!

松本市市民活動サポートセンターHP
<http://www.support-center.jp> まで
アクセスお待ちしております。

イベント情報も助成金情報も随時更新中。“こんな事知りたいけれど、どこを見たらいいの?”などホームページの使い方もどんどんお問合せ下さい。“こんな情報を発信したいけれど良い方法はないかな?”などのご相談もお待ちしております。各種情報提供も引き続きよろしくお願ひします。

これからも皆様方のお役に立てるホームページになるよう精進してまいりますので、ますますのご指導ご支援をお願いいたします。

編集後記

オープンから1年半、松本の市民活動の支援と市民と行政の協働の拠点として進んできた松本市市民活動サポートセンターも、市民活動の場として定着してきました。市民活動団体及び市民の皆さまのご利用も増えています。

センターへの登録団体も130をこえ、講演会や学習会、簡単な打ち合わせから、資料作成まで利用方法もさまざまです。中には、“ちょっと近所まで来たので寄ってみた”“何か良い情報はないかと思って”と立ち寄りの方もおられます。センターで行った分野別交流会・市民活動講座からも新しいつながりが生まれ、次の活動が始まっています。これからもどうぞお気軽にお越しください。